

(1) メリット

- ① 社会医療法人は収益事業を営む場合に限り法人税の納税義務が生ずることとなりますが、社会医療法人については収益事業の 34 種類の特掲事業の範囲から医療保健業（附帯業務を除く）を除外するものとなりました。
つまり、医療保健業には法人税が課税されません。
- ② 法人税は軽減税率（22%）を適用されます。
- ③ 収益事業から収益事業以外の事業への支出については、収益事業に係るみなし寄付金とされ、その寄付金の損金算入限度額は所得金額の 50%（当該金額が年 200 万円未満の場合は 200 万円）とすることとなりました。
- ④ 収益業務の実施が認められています。
- ⑤ 社会医療法人の附帯業務としては、第 1 種社会福祉事業（特別養護老人ホーム、養護老人ホーム、救護施設、更生施設及び経費老人ホーム（A 型、B 型）を除く）及び第 2 種社会福祉事業、有料老人ホーム、高齢者専用賃貸住宅などを行うことができます。
- ⑥ 社会医療法人債を発行することができます。
- ⑦ 医療法第 30 条の 12 により救急医療等確保事業に係る医療従事者の確保その他都道府県において必要とされる医療の確保に関する事項についての協議に、都道府県から求めがある場合は参画することができます。
- ⑧ 自治体病院等の公的医療機関が担ってきた公益性の高い医療サービスについて、今後の担い手として期待されています。
- ⑨ 持分を放棄しますので相続税の課税対象にならず、社員の退社に伴う持分の払い戻しや、社員の死亡に伴う持分への相続税課税を回避できることから、経営上の財務的リスクを軽減できます。
- ⑩ 平成 21 年度税制改正により、社会医療法人が所有し、かつ、経営する病院及び診療所について直接救急医療等確保事業の用に供する固定資産に係る固定資産税及び都市計画税について非課税とされました。
- ⑪ 平成 21 年度税制改正により、社会医療法人が所有し、かつ、経営する病院及び診療所について直接救急医療等確保事業の用に供する不動産に係る不動産取得税について非課税とされました。
- ⑫ 社会医療法人は、所得税法別表第一（公益法人等の表）に追加されることとなりました。これにより、社会医療法人は利子等・配当等について所得税が課税されません。

(2) デメリット

- ① 認定の取消を受けた場合には、簿価純資産価額から利益積立金額を控除した金額が益金の額に算入されることとなりました。社会医療法人の医療保健業にかかる所得には法人税は課税されませんが、この課税されなかった所得の

累計額は、益金の額に算入されます。社会医療法人の要件を満たさなくなった場合には、認定の取消を受け、巨額の納税が発生するリスクがあることを認識しておく必要があります。

- ② 社員、役員及び評議員に関して、同族関係者の比率を3分の1以下としなければなりません。
- ③ 社員、評議員、理事、監事、使用人等に対し特別の利益を与えることができません。
- ④ 医療法第30条の4第2項第5号に規定される救急医療等確保事業を実施していなければなりません。
- ⑤ 定款又は寄附行為において解散時の残余財産を国、地方公共団体又は他の社会医療法人に帰属する旨を定めていなければなりません。
- ⑥ 社会医療法人債を発行している場合には、金融商品取引法の規制を受け、公認会計士又は監査法人の監査を受ける必要があります。